

平成30年6月5日現在

機関番号：10102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380663

研究課題名(和文) 北海道における環境分野の社会的企業に関する研究

研究課題名(英文) A Study about Social Enterprises Acting Environmental Fields in Hokkaido

研究代表者

角 一典 (KADO, Kazunori)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：10312323

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、北海道における環境分野の社会的企業について、特に再生可能エネルギーに関連するものに焦点をあてた。北海道において、再生可能エネルギーに関わる社会的企業は、NPO・一般社団法人・任意団体の他、株式会社も見られ、多様な組織形態を採用していることが確認された。NPO・一般社団法人任意団体の場合は、普及啓発活動や受託等による調査研究活動を主とし、株式会社になると、実際に再生可能エネルギー施設の設置を主としており、また、自治体との連携をとって、まちづくりにも貢献しようとする姿勢が顕著にみられた。

研究成果の概要(英文)：The study focused social enterprises acting environmental fields in Hokkaido, especially, related to renewable energies. In Hokkaido, social enterprise related to renewable energies chose various organizational forms, for example, NPO, corporation, private organization and company. The cases of NPO, corporation, private organization, their act mainly dissemination, enlightenment, research and study about renewable energies, While companies act mainly set facilities of renewable energy, and they cooperated with local government and collaborated community developments.

研究分野：社会学

キーワード：社会的企業 環境 再生可能エネルギー まちづくり

1. 研究開始当初の背景

(1)近年、市場セクターと政府セクターのみによるガバナンスの限界が指摘され、いわゆる共的セクターへの注目が高まっている。それは、アメリカでは NPO、ヨーロッパでは社会的経済といったように、使われる言葉の違いはあれど、非営利団体・非営利セクターの拡張による社会問題の解決あるいは緩和への期待という点で共通している。日本においても 1998 年に NPO 法が制定され、また、抜本的な社団・財団法人の改革が実施されるなど、国は共的セクターに対する法的な人格の付与に前向きになっているように見える。その背景には、先進国が共有している、新自由主義的政策による格差の拡大と、経済成長の終焉にともなう政府の統治機能の低下という事態が存在する。

(2)申請者は、生活クラブ生協の研究を通して、社会的企業あるいは NPO の社会的有用性について研究を実施した。生活クラブ生協は、生活協同組合として、市場から粗悪品を排除し、安全で適正な価格の消費材を供給することを目的とするとともに、生活に根差したさまざまな活動を展開し、また、その活動から自立した組織を数多くスピンオフさせた点にも特徴があった。その中に、2001 年、日本で初の市民出資による風車設置を実現させた NPO 法人北海道グリーンファンドがある。これは、反原発運動を起点としながら、再生可能エネルギーの普及を目指す活動が独立したものであり、いわゆるオルタナティブ型の社会運動として際立った特徴を有していた。また、生活クラブ生協の理事経験者が、食や環境をテーマとする NPO を設立するケースも多数あり、生活クラブ生協を母体とした環境に関連する諸団体についても視野に入れた調査を実施してきた。

(3)申請者のもうひとつの研究フィールドとして、北海道における雪氷冷熱エネルギーの利用によるまちづくりに関する調査研究があり、主に先進地域といわれる沼田町と美唄市を重点的に調査してきた。その過程で、美唄市の任意団体である美唄自然エネルギー研究会の活動を知ることとなり、また、同会の主導の下、美唄市内に複数の雪冷房施設が作られたことを知った。同会はもともと、1996 年に当選した市長の肝煎りでつくられた任意団体であったが、市内外の多くの土木建築関連業者を会員として、将来的には各会員の事業主体としての成長も期待して活動を展開していたものの、申請者が調査を開始した 2008 年段階では、その構想はまだ「夢」の段階であるとみえた。しかし、その後、大量の排熱による電気コストの削減を企図したデータセンターの北海道への誘致が実現し、データセンターと雪冷房との組み合わせの話も現実味を帯びようになっている。こ

うした状況の中、任意団体としての活動では限界があると考えた一部の会員によって、雪冷房を生業とする株式会社が設立され、現在は、データセンターへの雪冷房導入だけでなく、雪冷房を利用した食品開発なども手掛けしている。

(4)また、申請者は、整備新幹線や千歳川放水路などの巨大公共事業の政治過程を研究していた時期もあり、その過程で、計画に反対する多くの自然保護団体に対する聞き取り調査も実施した経験があった。この経験と、北海道グリーンファンドや雪冷房の経験を比較してみると、同じ環境分野の団体の中でも、その目的、設立に至るまでの経緯、コアメンバーのキャリアなどによって、組織のあり方や活動の展開の仕方、また、どのような法的な人格を選択するかなど、かなり多様性があるということの興味を持った。こうした一連の研究の経験から、また、申請者単独の調査になることもあり、地域を北海道に、そして、対象とする分野を環境として、社会的企業の包括的な把握を目指すことを考えた。

2. 研究の目的

(1)本研究が第一に目指したのは、環境に関わる社会的企業の多様性を、いくつかの項目により整理し、類型化を試みることであった。先にも記したとおり、経験的に理解した、社会的企業の多様性について、より明確なデータに立脚したものへと洗練化させることが、当初研究の中核に位置付けられた。この作業は、単なる類型化の作業とどめることなく、析出された類型から、どのような条件の下で環境分野の社会的企業がその範疇を拡大することができるのかということをはっきりと明らかにし、環境分野の共的セクターの基盤をより強固なものにするための処方箋を導き出すことを「究極の」目的としていた。

(2)その上で、申請者が最も深い関心を有していた、再生可能エネルギーに関わる社会的企業の特徴を、他の環境分野の社会的企業との比較を通して明らかにすることが第二の目的として設定された。化石燃料および原子力エネルギーのかかえるリスクに鑑みて、先進各国は多かれ少なかれ再生可能エネルギーへの転換に舵を切っているが、日本では、相対的にその動きが緩慢である。日本における再生可能エネルギーの普及拡大には、政府の政策もさることながら、在野の再生可能エネルギーに関わるインフラストラクチャの整備も不可欠である。そして、その基盤形成の主体のひとつとして期待されるのが社会的企業である。

(3)上記の二つの目的に関連し、基礎理論的に今回の研究の知見を位置付けるべく、船橋晴

俊が提唱した「環境制御システム論」に関する検討を並行して行った。船橋によれば、環境制御システム論とは、「さまざまな環境問題についてのこれまでの解決努力の歴史と、現在解決が求められている課題を位置づけ、さらに、今後の解決の方向を展望するような環境社会学の理論的枠組み」であり（船橋，2004:59）、「『環境制御システム』とは、環境問題の解決を担当する行政諸部局と、環境問題の解決を第一義的に志向する環境運動とを制御主体とし、社会内の他の諸主体を制御の客体として、両者の相互作用の総体からなる社会制御システムである。環境制御システムの役割は、社会の中に生じた環境問題という形の構造的緊張を基盤として、それを問題解決を求める圧力に転換し、さらに実効的な問題解決努力を展開していくことである」（船橋，2004:59-60）。社会的企業は、上記の定義における環境運動に位置づけられるが、基礎理論としての環境制御システム論をフィルターとして社会的企業を投影することで、有益な知見を得ることができるのではないかという期待を抱いてのことである。

引用文献

・船橋晴俊，2004，「環境制御システム論の基本視点」『環境社会学研究』10:59-74。

3．研究の方法

(1)当初、本研究は、環境に関わる社会的企業の多様性を、対象とする課題・法的な組織形態・コアメンバーの出自等の項目により整理し、類型化を試みることを目指そうと考えた。そのために、主に道内各地につくられている中間支援組織の持つデータに依拠しながら、簡易なデータベースを構築し、それを基に量的把握を行うことを考えていた。

(2)しかしながら、上記の方針はいくつかの困難に直面することとなった。社会的企業に関する定義の問題。NPOだけでなく、一般社団法人、財団法人、株式会社、任意団体など、多様な組織形態を包括的に捉えるのはよいが、環境のみを目的としている組織ばかりではなく、特に株式会社では複数の事業を並行して行っているケースも多く、対象が際限なく拡大していくことが想定された。したがって、本格的なデータ収集を実施する前に、定義を明確化して取り組むこととしたが、結果として、適切な定義を見出すことに成功しなかった。中間支援組織をデータソースとして考えたこと。各地の中間支援組織は、当該地域における社会的企業の活動情報が集積する存在だと考えていたが、必ずしもそうではないことが明らかになった。地域によっては、任意団体も含めてかなり包括的に情報が集積しているところもあるが、別の場所では情報がNPOに限定されたりするし、比較

的集積が厚い福祉分野の社会的企業と比べると、環境分野の社会的企業では、相対的に中間支援組織との関係性が希薄であることも、今回の研究テーマでは障害となった。北海道という物理的困難。当初、中間支援組織への調査は、把握していた15か所程度を想定していたが、その後の調べでさらに数が増えた。数の問題のみならず、移動にかかる時間の障害も方向性の転換を考えざるを得ない要因となった。

(3)最終的に得られる結果の妥当性を高めるため、研究の方向性を再検討し、対象を大幅に縮小する形でその立て直しを図ることとした。具体的には、環境分野の中でも、最も関心の深かった再生可能エネルギーに関連する社会的企業へと対象を限定することとした。また、そうすることで、結果的には対象となる数が一気に縮約されることとなったので、量的な分析に耐えるだけのサンプル数を得ることが難しくなったことも相俟って、事例の蓄積による比較によって仮説的な結論を得る方法を採用した。基本的には、対象に対する聞き取り調査を実施し、可能な場合は活動へ参加する参与観察的な手法も適宜活用した。対象の多様性を担保する観点から、いくつかの道外の事例についても調査を実施した。

(4)加えて、当初の計画にはなかったが、新たな研究テーマとして、再生可能エネルギーによるまちづくりを加えることとした。主に道北地域の自治体における再生可能エネルギーに関する取り組みを調査した。この調査は、各自治体における社会的企業の存在を確認することも企図したものであり、その存在の多寡と地域性との比較も考えたものである。

4．研究成果

(1)第一に、これはラフな知見の域を出ないが、環境分野の社会的企業は、特定の地域（あるいはその地域の希少種）を対象とした自然保護系の団体が最も多い。そして、組織形態としては、任意団体あるいは任意団体からNPOへの移行というパターンが多くみられた。また、一般に活動は数十年単位の長期にわたっており、少数のコアメンバーと2.30人程度の会員によって構成されるケースが多数を占めた。ただし、一足飛びにNPO法人格を獲得して活動しているケースも確認されており、一貫したパターンは存在しない。

(2)第二に、これもラフな知見にしか過ぎないが環境分野の社会的企業の場合、代表者は男性の割合が高い（ただし、食を専門とする団体の場合はむしろ女性の代表が目立つ）。これは、福祉分野のそれと比較した場合、かなり対照的であるものと思われる。特に、町村

部においてはそれが顕著になる傾向がある。また、環境分野の社会的企業では中間支援組織との関係性が相対的に薄いことも、一つの特徴といえる。そしてこれは、代表者に男性が多いことと関係があるかもしれない(地域性の可能性も否定できないが)。

(3)第三に、再生可能エネルギーに関わる社会的企業では、選択する組織形態に一貫性がみられない。少ないデータであえて傾向を述べるとすれば、活動期間が長い、普及啓発や調査研究に尽力してきた団体の場合は、コアメンバーが一定数確保できていることもあってか、NPO を選択する傾向があるように思われる。他方、同様に普及啓発・調査研究を行ってきた団体であっても、あえて法人格を取らない、任意団体のケースも少なくないが、このパターンは、コアメンバーが法人で構成されている場合に多く見られる。他方、特定の個人の自営業的な要素が高い場合、一般社団法人が選択されている。ただし、近年の社会的企業の設立を振り返ると、コアメンバーが一定数確保されている場合でも、手続きが簡便な一般社団法人が選択される傾向が強まっているようでもあり、上記の知見が今後も見られるかについては留保が必要であろう。株式会社については、再生可能エネルギー設備の設置・管理を生業とするものであり、また、自ら再生可能エネルギー施設を保有し、そこから発生する利益で事業の継続性を担保するものでもあって、事業ベースで採算が取れることを確信した上での起業である。数はまだ少ないが、北海道内においても着実に株式会社を選択する社会的企業は増加傾向にある。最後に、道外のサンプルになるが、財団法人を選択している団体があったが、高金利時代に自治体の出資によって設立されたものであり、現状の低金利が継続する限りは財団法人が選択される可能性は極めて低いものと判断される。

(4)基礎理論的な位置づけという観点から社会的企業をみた場合、これまで見てきたように、それぞれの団体の目的や所与の条件にしたがって多様な組織形態を選択できるような条件が日本でもそろってきた。このことは、日本における環境制御システムの強化にとってはプラスの条件である。「行政の下請け化」といった批判はあるが、主に行政・企業とのコラボレーションを円滑なものにするために法人格が要求される場面が増加している今日、法人格の取得方法が多様に確保されていることは、法人格を持つ社会的企業の設立を容易にし、環境運動セクターの底上げにつながる。量的にも質的にも環境運動セクターが充実していくほどに、環境制御システムのガバナンス能力も高まることとなり、持続可能な社会の構築にも貢献することとなる。

(5)さらに、少数ではあれ、株式会社という法人格を取得する社会的企業の増加は、市民の自主的な活動によるオルタナティブの構築という観点からも必要不可欠なことである。株式会社＝営利と考えられる面もはないが、問題は、株式会社が生み出す利益の分配にある。株主に多くが還元される今日の新自由主義的な世界の流れとは異なり、市民資本によって設立される株式会社は分配を社会のために役立てることができる。環境制御システムの強化という点に鑑みれば、株式会社を採用する社会的企業の増加は望ましいものと考えられる。グラムシ流の表現を使えば、再生可能エネルギー施設というアセットのマネジメントを通じて市民側の強固な陣地を形成することとなる。

(6)再生可能エネルギーによるまちづくりという観点から一つの知見を加えておきたい。近年、安倍政権の地方創生政策の中で、再生可能エネルギーがひとつの目玉となっている。各市町村が作成するまち・ひと・しごと創生総合戦略では、多くの自治体が再生可能エネルギーを位置付けている。しかしながら、その成果は芳しいものとは言えない。事前の調査で有望とされても、それが事業として実体化されている例は、少なくとも申請者が重点的に調査した道北地域においては、今のところ残念ながら皆無である。多くの自治体で期待されているのがバイオマス系の再生可能エネルギーであり、熱利用の割合が高い北海道においては高い合理性を持つものではあるが、それを活かすインフラストラクチャ(特に林業)を持つ自治体はもはやごく少数の状態である。真の意味における地方創生を実現するのであれば、そもそもインフラストラクチャの再構築からはじめなければならないということを、道北の実態は我々に伝えている。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 5 件)

角一典、環境制御システム論に関する考察(2) 北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編、査読無、68 巻 2 号、2018、73 - 85

角一典、環境制御システム論に関する考察(1) 北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編、査読無、68 巻 1 号、2017、39 - 52

角一典、音威子府村における再生可能エネルギー政策の展開、北海道教育大学旭川校社会学研究室調査報告、査読無、12 号、2017、45 - 59

角一典、道北地域における再生可能エネルギーによるまちづくりの可能性と課題、北海道教育大学旭川校社会学研究室調査報告、査読無、11 号、2015、62 - 83

角一典、再生可能エネルギーを基盤とした社会構築に関する考察 社会哲学的観点からの試論、北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編、査読無、66 巻 1 号、2015、197 - 212

〔学会発表〕(計 3 件)

角一典、バイオマスエネルギー導入の成否に関する一考察 音威子府村と小平町の比較から、第 55 回環境社会学会セミナー自由報告、2017 年

角一典、市町村合併と自治体の再生可能エネルギー政策 新潟県上越市の事例、第 53 回環境社会学会セミナー自由報告、2016 年

角一典、稚内における再生可能エネルギー活用の現状と課題、第 50 回環境社会学会セミナー自由報告、2014 年

6 . 研究組織

(1)研究代表者

角 一典 (KADO Kazunori)

北海道教育大学・教育学部・教授

研究者番号：10312323